



# 第2号議案

## 令和5年度PTA会費収支決算報告書

### 収入の部

項 目		予算額	決算額	差額	摘 要
会 費	会 費	1,422,000	1,378,800	43,200	会費@3600×383 (家庭数+教職員)
	雑収入	0	252	252	預金利息等
	繰越金	1,043,081	1,043,081	0	
合 計		2,465,081	2,422,133	42,948	

### 支出の部

項 目		予算額	決算額	差額	摘 要
運営費	消耗品費	150,000	150,000	0	コピー用紙代
	分担費	70,000	32,562	37,438	小P連分担金、学校保健会会費等
	厚生費	30,000	0	30,000	会員慶弔
	渉外費	200,000	34,966	165,034	地域行事祝い金等
	教育研究費	10,000	0	10,000	交通費
	備品費	150,000	0	150,000	
	PTA室維持費	10,000	9,823	177	PTA室消耗品
活動費	総務	0	0	0	
	広報調査費	60,000	60,006	▲6	活動費
	成人保体費	40,000	24,217	15,783	活動費
	校外生活指導費	5,000	0	5,000	活動費
	学年学級費	160,000	115,085	44,915	活動費
	PTA表彰奨励費	100,000	29,000	71,000	転入、転職職員花代・記念品代等
	児童表彰奨励費	300,000	219,484	80,516	入学、卒業記念品、卒対祝金、木札代等
	ブロック行事大会参加費	40,000	11,550	28,450	ブロック分担金等
	予備費	430,081	38,108	391,973	PTA室インク代、PTA用封筒代等
	周年積立金	500,000	500,000	0	
	保険福祉費	90,000	75,396	14,604	学校保険、総合保障保険
	カーデイング補助費	40,000	13,420	26,580	活動費
	PTAソフトボール部部費	40,000	17,610	22,390	活動費
PTAハレーボール部部費	40,000	37,326	2,674	活動費	
合 計		2,465,081	1,368,553	1,096,528	

### 繰越残高

項 目	収入決算	支出決算	差引残高
金 額	2,422,133	1,368,553	1,053,580

\*差引残高については次年度繰越金とさせていただきます。

上記の通り決算報告申し上げます  
足立区立千寿双葉小学校PTA

会長 川井 千宏

会計 席谷 美代子

会計 白井 智子

監査の結果上記の通り相違ない事を認めます  
足立区立千寿双葉小学校PTA

会計監査 中田 雅美

会計監査 實川 恵

令和6年3月15日

## 第3号議案

令和6年度 足立区立千寿双葉小学校PTA 事業計画(案)

・子供祭り

・ふたぼんまつり

## 第4号議案

足立区立千寿双葉小学校  
PTA会長 川井 千宏令和6年度PTA会費予算(案)

## 収入の部

項目		予算額	摘要
会費	会費	1,350,000	会費@3600X375(見込み家庭数+教職員)
	繰越金	1,053,580	
合計		2,403,580	

## 支出の部

項目		予算額	摘要
運営活動費	印刷費	75,000	コピー用紙代
	分担費	70,000	小P連分担金、学校保健会会費等
	厚生費	30,000	会員慶弔
	渉外費	200,000	地域行事祝い金、参加費等
	教育研究費	10,000	研修会交通費
	備品費	150,000	備品、パソコン購入費、バレーボールカゴ購入費等
	PTA室維持費	50,000	PTA室維持費、イラストレーター代
	総務	30,000	
	広報調査費	60,000	活動費
	成人保体費	40,000	活動費
	校外生活指導費	5,000	活動費
	学年学級費	160,000	活動費
	PTA奨励費	100,000	転入・転出職員花束、記念品代等
	児童奨励費	300,000	入学・卒業記念祝品、卒対祝金、木札代等
	PTA行事費	200,000	
	ブロック関連費	40,000	ブロック分担金等
	予備費	153,580	
	周年積立金	500,000	
	保険福祉費	110,000	学校保険、総合保障保険、個人情報漏洩保障制度
	ゲーム・アンソップ補助費	40,000	活動費
PTAソフトボール部部費	40,000	活動費	
PTAバレーボール部部費	40,000	活動費	
合計	2,403,580		

# 第5号議案

## 会則・細則の一部改正

PTA 入退会による会則の改正案を提案いたします(赤字の部分を変更いたします。)

### 【会則 現行】

#### 第3章

##### 機関

#### 第5条

この会は、第4条の事業を行うために、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 役員会
- 4 各種専門委員会

#### 第4章 役員、委員

第10条 この会には、次の役員および委員を置く。任期は1年とし、再任は妨げない。

なお、副会長の1名は副校長とする。

- (1)会長 1名 (2)副会長 2名以上 (3)会計 2名 (4)会計監査 2名
- (5)各種専門委員 若干名

第11条 役員および委員の任務は次の通りとする。

- (1)会長は、この会を代表して会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長の事故のある時は、会長の任務を代行する。  
また、各専門委員会を補佐する。
- (3)会計は予算に基づいて会計事務を行い、決算報告を行う。
- (4)会計監査は会計事務を監査し、総会に報告する。
- (5)各専門委員については、第9の2のとおり。

第12条 役員および委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

第13条 役員および委員の選出については、次のとおりとする。

- (1)会長、副会長、会計、会計監査は、選考委員会において会員の中から候補者を推薦し、理事会において承認する。
- (2)各専門委員会の正副委員長は各委員会の委員の互選により決定する。

第14条 この会は、顧問・相談役を置くことができる。顧問は会長歴任者、相談役は副会長歴任者とし、理事会が推薦総会の承認をもって定める。任期は1年。再任できる。

#### 第5章 会計

第15条 この会は、会費、事業収入、その他によって運営する。

第16条 会費の徴収は、細則によって定める。

第17条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終了する。

第18条 予算・決算は総会の承認を要する。

## 第5号議案

### 第6章 個人情報保護の取扱い

第19条 本PTAがPTA活動を推進するため必要とする、個人情報の取得、利用、管理、提供及び開示等については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

### 第7章 付則

第20条 本PTAがPTA会員の入退会に関する内容については「細則」に定め、適切に運用するものとする。

### 第8章 付則

第21条 この会則は総会の決議によって改正できる。

第22条 この会の運営上必要な細則は、別に定める。細則は理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。

第23条 1、この会則は平成17年4月1日から施行する。

2、この会則の改定版は平成21年4月1日から施行する。

3、この会則の改訂版は平成27年4月1日から施行する。

4、この会則の改訂版は平成30年4月1日から施行する。

5、この会則の改訂版は令和3年4月1日から施行する。

6、この会則の改訂版は令和5年4月1日から施行する。

### 【会則 改正案】

### 第3章 機関

第5条 この会は、第4条の事業を行うために、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 役員会
- (4) 各種専門委員会
- (5) その他PTA関連組織

第10条 1、その他PTA関連組織は次のとおり。各付属組織には、会長(キャプテン)

1名、副会長等(副キャプテン)1名以上を置き、会長は各付属組織を運営する。副会長は会長を補佐する。

- (1) ガーディアンシップ双葉
- (2) ソフトボール部
- (3) バレーボール部

### 第4章 役員、委員

第11条 この会には、次の役員および委員を置く。任期は1年とし、再任は妨げない。

なお、副会長の1名は副校長とする。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名以上 (3) 会計 2名 (4) 会計監査 2名

## 第5号議案

(5)各種専門委員 若干名

**第12条** 役員および委員の任務は次の通りとする。

- (1)会長は、この会を代表して会務を統括する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長の事故のある時は、会長の任務を代行する。  
また、各専門委員会を補佐する。
- (3)会計は予算に基づいて会計事務を行い、決算報告を行う。
- (4)会計監査は会計事務を監査し、総会に報告する。
- (5)各専門委員については、第9の2のとおり。

**第13条** 役員および委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

**第14条** 役員および委員の選出については、次のとおりとする。

- (1)会長、副会長、会計、会計監査は、選考委員会において会員の中から候補者を推薦し、理事会において承認する。
- (2)各専門委員会の正副委員長は各委員会の委員の互選により決定する。

**第15条** この会は、顧問・相談役を置くことができる。顧問は会長歴任者、相談役は副会長歴任者とし、理事会が推薦総会の承認をもって定める。任期は1年。再任できる。

### 第5章 会計

**第16条** この会は、会費、事業収入、その他によって運営する。

**第17条** 会費の徴収は、細則によって定める。

**第18条** 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終了する。

**第19条** 予算・決算は総会の承認を要する。

### 第6章 個人情報保護の取扱い

**第20条** 本PTAがPTA活動を推進するため必要とする、個人情報の取得、利用、管理、提供及び開示等については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

### 第7章 付則

**第21条** 本PTAがPTA会員の入退会に関する内容については「細則」に定め、適切に運用するものとする。

### 第8章 付則

**第22条** この会則は総会の決議によって改正できる。

**第23条** この会の運営上必要な細則は、別に定める。細則は理事会の議決を経て、総会に報告するものとする。

**第24条** 1、この会則は平成17年4月1日から施行する。

- 2、この会則の改定版は平成21年4月1日から施行する。
- 3、この会則の改訂版は平成27年4月1日から施行する。
- 4、この会則の改訂版は平成30年4月1日から施行する。
- 5、この会則の改訂版は令和3年4月1日から施行する。

## 第5号議案

6、この会則の改訂版は令和5年4月1日から施行する。

7、この会則の改訂版は令和6年4月1日から施行する。

### 【足立区立千寿双葉小学校 P T A 細則 現行】

#### 6、入退会について

- (1)本会員は、会費の納入をもって入会をしたこととする。
- (2)本会の会員は、本会からの退会を求めることができる。
- (3)退会の意思は、会員の氏名と退会の意思を明示した書面（本規約内では退会届という）を会に提出することによっておこなう。
- (4)退会届が提出されたとき、会長がこれを受理する。
- (5)退会者の退会は、退会届の提出された月の末日とする。
- (6)転校、その他、児童の除籍により本会の会員が退会する場合は自動退会とする。
- (7)退会者及び自動退会となる者に前納された会費があるとき、その前納された会費は返還しない。

<付則>この細則は平成24年4月1日から施行する。

この細則の改訂版は平成30年4月1日から施行する。

この細則の改訂版は令和5年4月1日から施行する。

### 【足立区立千寿双葉小学校 P T A 細則 改正案】

#### 6、ガーディアンシップ双葉

(1)学校やPTAからガーディアンに学校行事などの支援を依頼しているので、活動費の一部を支出する。

#### 7、各部活

(1) 双葉小学校PTA保護者の親睦および近隣小学校PTAとの親睦をはかるため、毎年開催される「PTA親善大会」において、3つの部が年間を通して楽しく活動する。

※ソフトボール、バレーボール、卓球（活動停止中）

#### 8、入退会について

- (1)本会員は、会費の納入をもって入会をしたこととする。
- (2)本会の会員は、本会からの退会を求めることができる。
- (3)退会の意思は、会員の氏名と退会の意思を明示した書面（本規約内では退会届という）を会に提出することによっておこなう。
- (4)退会届が提出されたとき、会長がこれを受理する。
- (5)退会者の退会は、退会届の提出された月の末日とする。
- (6)転校、その他、児童の除籍により本会の会員が退会する場合は自動退会とする。
- (7)退会者及び自動退会となる者に前納された会費があるとき、その前納された会費は返還しない。

<付則>この細則は平成24年4月1日から施行する。

この細則の改訂版は平成30年4月1日から施行する。

この細則の改訂版は令和5年4月1日から施行する。

## 第5号議案

この細則の改訂版は令和6年4月1日から施行する。